

## 保険給付費について

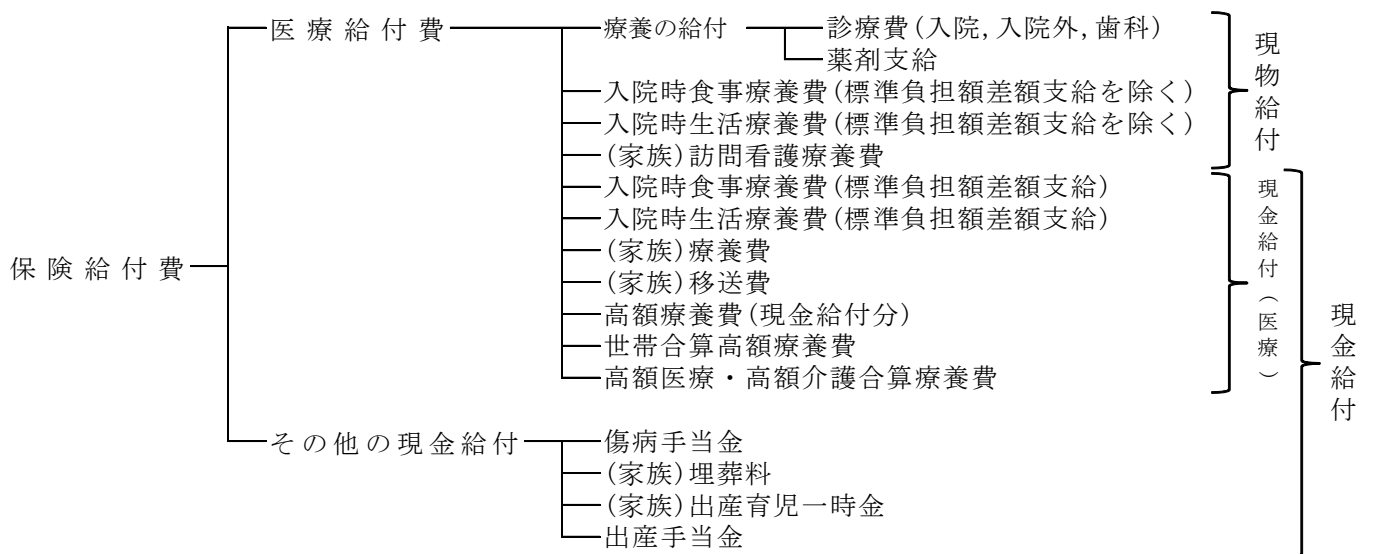
保険給付費を体系的に整理したものが、図1です。「保険給付」は、「医療給付」と「その他の現金給付」に分かれます。さらに医療給付は、療養の給付等の「現物給付」と「現金給付（医療）」に分かれます。

医療給付のうち、診療報酬明細書に基づく給付を「診療費」、調剤報酬明細書による給付を「薬剤支給」と言います。「療養費」等は、医療給付をレセプトによらず、現金で給付したものです。

「高額療養費」については現金給付（医療）と現物給付の両方があり、注意が必要です。70歳以上の加入者、所定の手続きを行った70歳未満の加入者については、自己負担限度額を超える部分について現物給付の高額療養費となり、当該給付額はレセプトに計上されるので、診療費に含まれます。

また、医療費と医療給付費は明確に区分して用いなければなりません。医療費は点数の10倍であり、患者負担・公費負担分を含む医療費用の総額です。医療給付費は、保険者から給付される金額であり、医療費から患者負担等が除かれています。給付費を医療費で除すことで実効給付率が計算されますが、高額療養費により実効給付率は法定給付率(7割)よりも高くなっています。

図 1



- 注 1. 家族療養費のうち療養の給付（診療費及び薬剤支給）に該当する分については、現物給付に含まれている。
- 注 2. 70歳以上の加入者、所定の手続きを行った70歳未満の加入者については、自己負担限度額を超える部分は現物給付の高額療養費となり、統計上の区分では現物給付の種別に含まれている。
- 注 3. 入院時生活療養費は、療養病床に入院する65歳以上の者に給付される。
- 注 4. その他の現金給付の（家族）埋葬料には埋葬費（被保険者のみ）を含んでいる。

保険給付費の種別（概念図）

